

ブリストル・マイヤーズスクイブ標準取引条件（「本取引条件」）

1. はじめに

- a. ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社及びその関連会社（総称して、以下「BMS」）は、本発注書に記載されているとおり、資材、供給品、ソフトウェア、機器又はその他の品目（以下「本物品」）を供給するため、又はサービス（成果物を含む。以下「本サービス」）を実施するために、貴社及び貴社の関連会社（総称して、以下「受注者」）に発注依頼する。本発注書においては、以下の定義が適用されるものとする。
- (1) 「注文詳細」とは、本発注書の表面に記載されている、本物品又は本サービスの説明及び詳細（本物品又は本サービスの数量、本物品又は本サービスの価格、引渡日、引渡条件及び支払条件を含む）のみを意味する。
- (2) 「発注書」とは、BMS が受注者に対して発行する、書面又は電子媒体による該当する発注書を意味し、注文詳細及び本取引条件を含む。
- b. 本発注書の規定と、本発注書の内容を対象とする BMS と受注者との間の契約書（以下「本契約」という）の規定のいずれかとの間に矛盾又は不一致がある場合、本契約の規定が優先し、本発注書の当該矛盾又は不一致の規定に優先するものとする。本契約が存在しない場合、本発注書は両当事者の完全な合意を構成し、受注者が使用した取引条件又は同様の効果を有する文書を含め、その内容に関する BMS と受注者との間の過去のすべての表明、合意及び了解に取って代わるものとする。注文詳細と本取引条件との間に矛盾がある場合、注文詳細が優先される。本発注書は、両当事者が署名した書面による場合を除き、全体又は一部を変更、修正又は放棄することはできない。
- c. 解釈。本発注書において別段の明示的な定めがある場合を除き、(1)「含む」という語が用いられている場合には、これらの語の後に「ただし、これらに限定されない」という語が続くものとみなす。(2)「又は」という語は、「及び／又は」という語句と同一の包括的な意味として解釈されるものとする。(3) 特定の法律、規則もしくは規制、又はその条項、もしくはその他の区分について言及する場合には、その時点で最新の改正又はそれらに代わる法律、規則もしくは施行規則を含むものとみなす。

2. 受注者による発注書の受諾。BMS が発行する発注書は、以下の場合、BMS と受注者との間の拘束力のある契約となるものとする。

- (a) 受注者が受領を確認した場合 (b) 受注者が本物品を送付した場合 (c) 受注者が本サービスを開始した場合又は (d) 受注者が関連する発注書に従ってなされた支払を受領した場合のいずれか早い方。BMS による本物品もしくは本サービスの受領又は支払、又は BMS による同様の行為にかかわらず、受注者の提案、見積、確認、開始又は請求書における、異なる又は追加の取引条件は、BMS が書面により明示的に承諾しない限り、無効とみなされるものとする。

3. 価格等

- a. 価格。本物品又は本サービスの価格は、本発注書に明記されるものとする。価格が定められていない場合、本物品又は本サービスは、以下の価格で提供されるものとする。(1) 両当事者が書面により相互に合意した価格、又は (2) (a) 受注者が最後に見積もりを行った価格、(b) 類似の本物品もしくは本サービスについての過去の発注書に記載された価格、又は (c) 市場実勢価格のうち最も低い価格。本物品又は本サービスの価格には、本発注書で意図されている本物品の引渡し又は本サービスの実施に必要なすべての活動が含まれるものとする。
- b. 税金等。BMS は、本発注書で具体的に特定された範囲を除き、本物品又は本サービスから生じる、適用法令（以下に定義する）に基づいて課される売上税、使用税、物品税、消費税、又は同様の税金等については責任を負わないものとする。BMS は、受注者の所得又は総収入に基づく税金等については責任を負わない。
- c. 請求書及び支払条件。受注者は、<https://supplierlink.bms.com> に定める請求要件に従って請求書を提出するものとする。買主による、又は買主に代わって行うすべての支払は、支払条件及び支払スケジュールを含む <https://supplierlink.bms.com> に定める条件に従って処理され、支払われる。

4. 変更、遅延及び終了

- a. 変更。受注者は、BMS が本物品又は本サービスの変更を求める書面による要請を受注者に提出できることを確認し、これに同意する。BMS 及び受注者は、かかる要請された変更が料金、配送スケジュール及び本発注書のその他の条件に及ぼす影響があるかどうかを判断するために、かかる変更要請を全て検討するものとする。かかる影響が評価された後、BMS は、その単独の裁量により、当該変更を実施するかどうかを決定することができる。
- b. 遅延。本発注書にとって納期は最も重要なものであり、本物品の配送又は本サービスの実施は、両当事者間で合意した配送日又は配送スケジュールを含め、本発注書に定められている発送、スケジュール又はその他の関連する指示に厳密に従うものとする。受注者が当該配送日又は配送／成果物のスケジュールに間に合わない場合には、受注者は、その理由及び遅延の予定期間を速やかに BMS に書面で通知するものとする。かかる場合、BMS は、BMS の単独の裁量により、(1) 受注者の遅延による本物品の配送又は本サービスの実施の変更にかかる追加費用を、受注者が負担することを条件に、新たな配送日又は配送／成果物のスケジュールに書面で同意することができ、又は (2) 未納品の本物品又は未実施の本サービスについて、BMS が責任を負うことなく、本発注書の全部又は一部を終了することができる。
- c. 期間。本発注書は、本発注書の発行日に発効し、(1) 全ての本物品の引渡しの受諾又は全ての本サービスの完了の受諾、又は (2) 本発注書による終了のいずれか早い方の時点まで、完全に有効に継続する。
- d. 終了。BMS は、受注者に対する書面による通知（電子メールによるものを含む）により、理由の有無を問わず、独自の裁量により、本発注書の全部又は一部を終了させる権利を有するものとする。かかる終了の場合、BMS は、受注者が実際にかつ適切に納入し、BMS が受諾した本物品又は本サービスについてのみ支払を行うものとし、BMS による前払いは、上記納入及び受諾の状況に応じて速やかに返金されるものとする。

5. 出荷。

- a. 規格。受注者は適用法令（以下に定義する。本発注書に記載されている、又は BMS が受注者に書面で連絡した、有害物質、物質及び廃棄物に関する梱包、表示、出荷及び文書化についての要件を含む。）を完全に遵守して、本物品を梱包、積載及び出荷する責任を負うものとする。本発注書又は書面において上記要件が特に定められていない場合、受注者は、輸送中の本物品の破損及び紛失を防止するのに十分で、発送回数を最小限に抑えることのできる方法で、本物品を梱包、積載及び発送する責任を負うものとする。
- b. 記載。受注者は、全ての発送品に以下を含める責任を負うものとする：(1) 本発注書番号 (2) 受注者又は製造業者の名称 (3) 正味重量 (4) 発送したパッケージの総数。また、医薬品、化学物質、生物学的製剤及び製品包装材料の発送については、BMS が書面により別段の明示的な反対の表明をしない限り、受注者は、すべての発送品に以下の情報を含めることについても責任を負うものとする。(1) BMS 製品名 (2) 受注者の管理番号 (3) 受注者の所在地及び (4) BMS の品目コード、ロット又はバッチ番号。
- c. 梱包明細書。受注者は、保護封筒に入れた各発送品の外側に、関連する発注書番号を特定し、内容を項目別に記載した梱包明細書（医薬品及び化学薬品の発送用の各バッチの容器数を含む）を含めるものとする。
- d. 料金。注文詳細に明示的に記載されていない限り、本物品については、箱詰、包装又は箱詰の料金を含め、いかなる種類の追加料金も認められないものとする。
- e. 危険負担。本発注書にこれと異なる規定がある場合であっても、受注者は、該当する発注書に記載された BMS の「納入先」で BMS が最終的に受領するまで、本物品の損失及び損傷に関するあらゆる危険を負担するものとする。さらに、受注者は、BMS が不合格とした本物品および BMS が受諾を取り消した本物品に関しても、不合格もしくは受諾取消しの時点から、同様の危険を負担するものとする。
- f. 積荷証券。本項に定めるその他の要件に加えて、すべての発送には、買主の注文番号、正味重量、総重量、又は風袋重量（該当する場合）、及び容器数を特定する適切に記入した船荷証券を備えるものとする。医薬品又は化学物質の場合、船荷証券には各バッチの容器数も記載しなければならない。輸送が F.O.B.起源、E.X.W.、F.C.A.又は BMS が事前に受注者に対して特定した、受注者に発送義務を課すその他のインコタームズであり、輸送費が BMS の勘定である場合、受注者は、BMS の指定運送業者を介して最も低い輸送費が得られる出荷価格で発送するものとする。BMS の運送業者を使用せず、その結果 BMS の輸送費が高くなる場合、支払前に超過料金を受注者の請求書から差し引く。

6. BMS による検査及び受入。

- a. BMS による検査及び受入。本発注書に従って引き渡された全ての本物品及び履行された本サービスは、BMS による初回検査又は支払済みにかかわらず、BMS の最終検査及び承認を受けるものとし、以下の条件を満たさなければならない。(1) BMS に提供された受注者の全ての図面、仕様書、サンプル及びその他の書面による説明に適合すること。(2) 本発注書に別途規定されている場合を除き、新品、未使用であり、該当する全ての製造業者の保証（かかる保証は BMS に引き継がれるものとする）を受けていること。(3) 受注者が表明した目的に適合していること。(4) 商品性があり、最高の品質及び仕上げであり、欠陥がないこと。本物品又は本サービスが受け入れられないとみなされる場合、BMS は、BMS の単独の裁量により、受注者に対し、速やかに以下を行うよう指示することができる。(1) 欠陥のある又は不適合の本物品又は本サービスを、全て受注者の費用負担で修理、交換又は再実施すること。又は (2) 欠陥のある又は不適合の本物品又は本サービス及び当該欠陥のある又は不適合の本物品又は本サービスに依存する本物品又は本サービスに対して BMS が本契約に基づいて支払った全ての料金を BMS に返金すること。かかる欠陥のある又は不適合の本物品の返却は、受注者の書面による要請があった場合に限り、受注者の労力及び費用負担で行うものとする。上記にかかわらず、BMS は、その単独の裁量により、欠陥のある又は不適合の本物品又は本サービスを受け入れることを選択することができ、その場合、関連する発注書に定められた価格は、(1) 関連する発注書に定められた価格と、(2) BMS が合理的に決定する、受け入れた本物品又は本サービスの価格との間の差額分だけ減額されるものとする。
- b. このような修理、交換又は再実施された本物品又は本サービスは、本条に定めるものと同じ検査及び受入条件の対象となるものとする。BMS が、欠陥品又は不適合品の修理、交換又は再実施を受注者に指示し、受注者が BMS の要請から 30 日以内に修理、交換又は再実施を完了しなかった場合、受注者は、欠陥品又は不適合品の本サービス及び当該欠陥品又は不適合品の本サービスに依存する本物品又は本サービスに対して BMS が本契約に基づいて支払った全ての料金を BMS に返金するものとする。疑義を避けるために付言すると、潜在的な欠陥（本物品のサンプルの標準的な検査及び試験では BMS が合理的に検出できない欠陥、又は本物品又は本サービスの一部のみに影響を及ぼす可能性のある欠陥を含むものとする）に関する BMS による本物品の不合格通知の提供に適用される時間制限はないものとする。BMS による本物品又は本サービスの検査及び受入れは、本発注書に基づく受注者の保証又は BMS のその他の救済措置に影響を及ぼすものではないものとする。上記は、法令上の BMS のその他の権利又は救済措置を制限又は排除するものとは解釈されないものとする。修理、交換又は再実施の場合、BMS は、割引の喪失又は BMS に対する追加責任を負うことなく、支払いを延期することができる。

7. 秘密保持。

- a. 秘密情報。本発注書において、「秘密情報」とは、当事者、その代理人又はその関連会社が所有又は管理する情報であって、本契約に関連して受領当事者に開示される、又は受領当事者がその他の方法でアクセスする情報を意味する。秘密情報には、以下の情報は含まれない。(1) 受領当事者の過失によらずに公知である場合 (2) 受領当事者が第三者から何らの制限なく適法に受領した場合 (3) 受領当事者が秘密情報を使用することなく開発した場合又は (4) 開示時に受領当事者が同時の書面による証拠を伴って既に知っていた場合。
- b. 許可される使用及び開示。本発注書の履行中及びその後 10 年間、受領当事者は、開示当事者の書面による事前の同意なく、開示当事者の秘密情報を第三者に開示せず、本発注書に基づく義務及び責任の履行のためにのみ秘密情報を使用する。受領当事者は、秘密情報の不正な使用又は開示に対して責任を負うものとする。

8. 知的財産。

- a. 知的財産の定義。本発注書において、「知的財産」とは、特許、著作権、商標又はその他の知的財産により保護可能であるか否かを問わず、発明、着想の表明、発見、装置、データ、結果、メカニズム、物質、ソフトウェア、著作物、営業秘密、報告書、著作物、ノウハウ、定式及び方法（改良を含む）、並びに特許及び特許出願を含むそれらについてのあらゆる権利、権原及び権益を意味する。
- b. バックグラウンド IP。各当事者は、本発注書の発行日の時点で既に存在している、又は本発注書又はその内容とは無関係に別途作成された知的財産（以下、「バックグラウンド IP」）について、単独で独占的な所有権を保有する。
- c. BMS IP。本発注書又は本発注書に基づく内容に関連して（単独であるか複数の当事者及び第三者が共同であるかを問わず）作成、作成、考案又は実施化された全ての知的財産（以下、「BMS IP」）は、BMS が本取引条件により所有し、受注者は本取引条件により譲渡する。著作権取得可能な著作物を含むかかる知的財産は全て、「職務著作物」とみなされ、BMS が単独で所有するものとする。受注者は、必要に応じて著者及び発明者から適切な譲渡を得ることを含め、BMS IP に係る全世界における全ての権利、権原及び利益を確認し、BMS に付与するために合理的に必要な又は適切な全ての行為を行うものとする。
- d. BMS IP の使用。受注者は、BMS IP 又は BMS のバックグラウンド IP を、本サービスを実施するためにのみ使用することができる。本発注書に別途明示的に規定されている場合を除き、本発注書のいかなる記載も、BMS IP 又は BMS のバックグラウンド IP に関する権利又はライセンスを受注者に付与又は創出することを意図したものではない。
- e. BMS ライセンス。受注者は、本発注書及びその内容に関して、（1）BMS の社内事業目的のために、（2）本物品又は本サービス及び成果物を BMS が十分に使用し、享受できるようにするために合理的に必要な場合に、並びに（3）本発注書に基づき両当事者が意図したとおりに、受注者のバックグラウンド IP を使用、修正及び派生物を作成する、永久的、全世界を対象とする、全額支払い済みの、ロイヤルティ支払不要の、サブライセンス可能な、非独占的な権利及びライセンスを、本取引条件により BMS に付与する。
- f. 第三者のマテリアル。受注者は、本発注書に関連して、本物品の提供もしくは本サービスの実施に使用される、又は本発注書に基づき BMS に提供される成果物に組み込まれる第三者のマテリアル及びプロセスを使用及びサブライセンスする権利を有することを表明し、保証する。また、（2）本発注書に基づき BMS に提供される本物品又は本サービスを受領し、十分に使用するために必要な第三者のマテリアル及びプロセスを使用する権利を、本取引条件により BMS にサブライセンスする。

9. 表明及び保証。

- a. 受注者は、以下の事項を表明し、保証し、誓約する。
 - (1) 受注者は、(i) BMS 又は BMS 製品に関する情報を、承認された薬剤情報と一致し、（承認された添付文書の範囲内で）偏りなく完全であり、すべての関連情報を提示する場合を除き、第三者に伝達してはならない。(ii) BMS 製品が BMS 製品の添付文書のデータが示すよりも安全又は有効であることを示唆したり、BMS 製品の添付文書で裏付けられていない他の製品との比較を主張したりしてはならない。及び (iii) そのような伝達の内容について、BMS の書面による事前の承認を得る。
 - (2) 受注者は、本物品を引き渡し、又は本サービスを提供するために、質及び量において必要かつ十分な施設、人員、経験、専門知識、証明書、権利、ライセンス及び専門的組織の会員資格を有している。
 - (3) 本発注書の履行は、明示的か黙示的かを問わず、受注者が第三者に対して有する権利又は義務と相反しない。
 - (4) 本サービスを履行している者の履行、コミットメント、能力、資格、スキル又は行動が許容できないものであると BMS が合理的に判断した場合、BMS からの通知を受けて、受注者は、当該者を速やかに交代させるものとする。かかる交代に伴う費用は受注者が負担するものとする。
 - (5) BMS の書面による事前の同意なしに、本契約に基づく本サービスを下請けに出してはならない。下請業者は、関連するすべての目的について、本発注書と少なくとも同程度の厳格な義務を書面により拘束されるものとする。また、受注者は、下請業者の作為及び不作為について責任を負う。
 - (6) 受注者は、BMS 製品に関連するすべての有害事象、その他の報告義務のある事象及び製品品質に対する苦情（[http : //www.globalbmsmedinfo.com](http://www.globalbmsmedinfo.com) で定義）を、当該事象を知り得てから 1 営業日又は 3 暦日のいずれか短い期間を超えずに速やかに BMS に報告する。受注者は、BMS が要求する書式を使用し、当該書式で必要なすべての情報を提供するものとする。受注者は、報告者の所在国における安全性情報の受領について、BMS の連絡先に情報を報告する。BMS の連絡先情報は [http : //www.globalbmsmedinfo.com](http://www.globalbmsmedinfo.com) で確認できる。報告者の国の BMS 連絡先情報が提供されていない場合、受注者は米国の関連する連絡先情報を使用するものとする。受注者は、BMS の合理的な追跡調査要求に応じるものとする。
 - (7) 受注者及び本サービスを実施する者のいずれも、(i) 現在、該当する専門家免許、関連する証明書、権利又は特権を喪失又は制限されていない。(ii) 現在、政府のヘルスケアプログラム又は政府の調達もしくは非調達プログラムへの参加から除外されている、排除されている、停止処分を受けている、又はその他の理由で参加に不適格でない。(iii) 上記のいずれかのプログラムに関連する行為に関連する犯罪で有罪判決を受けたことがない、又は現在捜査中であるが、排除されていない、排除されていない、停止処分を受けていない、又はその他の理由で不適格と宣言されていない。
 - (8) 本サービスは、受注者が書面で提供された又はその他の方法で通知された、適用されるすべての BMS ポリシー（随時変更される場合がある）を遵守して実施されるものとする。
 - (9) 本サービスは、関連する職業上の基準（適用される業界の行動規範及びガイダンスを含む）に相応し、適用法令（以下に定義する）を遵守して、倫理的、迅速かつ勤勉に実施されるものとする。
 - (10) 本サービスには、第三者の同意なしに第三者の施設、設備、スタッフ又はその他の資源を使用してはならない。
 - (11) 受注者は、本サービスが取適法の適用対象取引である製造委託等（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託）に該当し、かつ、取適法に基づく該当の資本金基準（取引類型に応じて 3 億円以下又は 5 0 0 0

万円以下)又は従業員数基準(取引類型に応じて300人以下又は100人以下)に照らして、受注者が取適法上の中小受託事業者に該当するにもかかわらず、本取引の条件が取適法に準拠していないことを認識した場合、速やかにBMSに連絡するものとする。

- b. 各当事者は、本発注書に関連する適用法令を遵守することを表明し、保証する。適用法令とは、問題となる事項(本発注書で明示されている事項を含むが、これらに限定されない)について適用される制定法、法律、規制、条例、規則、判決、命令、布令又は管轄権を有する又は管轄権があるとされる当局の公式文書によるガイダンス(未発表であるが効力を有するものを含む)を意味し、いずれの場合も、現在有効であるもの、その後有効となるものを含み、また、随時改正されるものを含む。適用法令には、該当する範囲で、贈収賄防止及び腐敗防止に関する法令が含まれる。

10. 個人情報。

- a. 本サービスの過程で何らかの個人情報が処理される場合、受注者は、個人情報保護法を含む適用法令に従って当該個人情報を処理するものとする。
- b. 受注者は、BMSへのそれぞれの個人情報の開示及び本発注書に基づく処理について、適用法令に従い、各個人に事前に通知するか、又は書面による同意を得るものとする。
- c. 受注者が、本サービスを提供する過程で個人情報又は個人情報を含む機器にアクセスする場合、受注者は以下を行うものとする。(1)情報の機密を保持する。(2)個人情報の処理についてBMSが行う指示に従う。(3)当該情報への不正アクセスを回避するために必要なあらゆる技術的及びセキュリティ的措置を講じる。(4)適用法により課されるあらゆる要件を遵守し、適用法により許可される場合に限り、当該個人情報を処理する。(5)本サービスの終了時に、BMSが保有する個人情報を破棄又はBMSに返却する。更に、受注者は、(1)個人情報の侵害について、また、(2)BMS又はその従業員の個人情報に影響を及ぼす可能性がある場合には、当局から通知された予定される査察について、速やかに、かついかなる場合にも72時間以内に(dpo@bms.comへの電子メールにより)BMSに報告し、全ての関連情報を提供するものとする。
- d. 本サービスの一環として個人情報の処理が必要でない場合、BMSに提供されるデータ(データセット及びレポートの一部として含まれる情報を含む)は完全に匿名化されるものとする。個人情報がBMSに偶発的に開示された場合、受注者は、適用法令により要求される範囲で、本サービスにおいて個人情報を処理することについて、速やかに当該個人から同意を取得するものとし、それが不可能な場合には、当該情報を合意された本サービスから除外するものとする。

11. 補償。受注者は、(a)受注者(その役員、取締役、従業員、代理人又は下請業者を含む)に関連して、又はそれらに起因した(1)故意、重過失又は故意の不法行為、(2)受注者による第三者の知的財産の侵害又は(3)受注者による本発注書に基づいてなされた表明、保証又は誓約の違反、(b)本物品に関連する製造物責任請求、及び(c)受注者の従業員(又は下請業者)により、又は受注者の従業員に代わってなされた雇用関連請求によって生じた、又はこれらに関連する損失、費用(弁護士費用を含む)、責任、損害、人もしくは財産に対する傷害又は請求について、BMS及びその役員、取締役、従業員及び代理人を補償し、防衛し、損害を与えないものとする。

12. 情報技術。本発注書に、ソフトウェアの保守、インストール、構成、アップグレード、開発などの情報技術関連の物品もしくはサービスの提供が含まれる場合、又はライセンサーの権利の対象となるソフトウェアもしくはサービスとしてのソフトウェアのライセンス(サービス提供者がライセンサーである場合を含む)が含まれる場合、以下の条件も適用されるものとする。

- a. ライセンス付与。
- (1) 受注者は、本発注書に記載されているソフトウェアのユーザー数又はコピー数について、本ソフトウェアを使用するための非独占的かつ移転不能な、全額支払い済みの、取消不能の、全世界を対象とする、永続的なライセンス(以下、「ライセンス」という)を以下の条項及び条件でBMSに付与し、BMSはこれを承諾する。この使用は「サービスとしてのソフトウェア」ベースで提供される場合とされない場合がある。BMSが書面により明示的に同意する場合を除き、受注者及びBMSは、ソフトウェアのシュリンクラップ及びクリックスルーソフトウェアのライセンス契約は、本発注書に基づいて購入されるソフトウェアには適用されないことに同意する。
- (2) 本発注書がソフトウェアを利用するユーザー数を制限する場合、BMSは、その時点で本ソフトウェアを使用しているユーザー数が当該数を超えないことを条件として、ユーザーを随時別のユーザーに置き換えることができる。受注者が、BMS及びその関連会社が、本発注書に従った使用量の増加により、本発注書におけるソフトウェアについての権利を超えたと判断した場合、受注者は、当該過剰使用について速やかにBMSに書面で通知し、BMSは、当該過剰使用を速やかに解消するものとする。BMSが当該過剰使用を解消しない場合、受注者の唯一の救済措置は、本発注書に定める価格を用いて、過剰使用に比例してBMSに請求することである。
- (3) 本発注書により、ソフトウェアを特定のバージョンのソフトウェアに制限する場合、受注者は、使用に基づく本ライセンスの違反について、速やかにBMSに通知するものとする。受注者の唯一の救済措置は、新たな価格設定の主要な指標として、割引及びリベートを含む現行の価格設定モデルを用いて、更新されたソフトウェアバージョンの使用に比例してBMSに請求することである。
- b. 分割。BMSが自ら又はその関連会社の資産を第三者(以下「取得主体」という)に売却する場合、BMSは、本取引条件により付与されたライセンス権を、追加的な対価を支払うことなく、取得主体の特定の従業員に延長することができる。BMSは、(1)受注者との本取引条件について守秘義務を負う唯一の当事者であり続け、(2)当該従業員による本発注書の違反について、受注者に対して責任を負うものとする。本ライセンスの期間、ユーザーレベル及び制限、並びにBMSの受注者に対する義務は、変更されないものとする。
- c. ソフトウェアの表明及び保証。該当する場合、受注者は、以下について表明し、保証する。
- (1) ソフトウェアは、納品時及びBMSが本ソフトウェア(又はその更新)を受領してから少なくとも90日の間(以下「保証期間」という)は、本発注書及びソフトウェアの仕様、機能性又は使用に関して受注者が公表している全ての関連文書に実質的に準拠し、これらに従って動作するものとする。受注者は、(i)BMSが当該文書に従って本ソフトウェアを使用しなかったこと、又は(ii)受注者、その従業員、代理人、関係会社もしくは下請業者以外の者による本ソフトウェアの修正(当該修正が上記のいずれかによって許可又は承認されている場合を除く)が原因で不具合が生じた場合には、責任を負わないものとする。
- (2) 受注者は、BMSに提供されるソフトウェアに関連して受注者が取得した第三者保証を、BMSに承継させるか、譲渡する。

- (3) BMS が保守サービスの購入を選択した場合、本発注書に基づく当該サービスの契約（当該サービスが別の契約又は発注書の対象となる場合を除く）は、保証期間終了後直ちに発効する。本発注書に基づく保守サービス契約は、BMS が契約の終了を決定しない限り、毎年自動的に更新される。ただし、受注者は、更新日の少なくとも 30 日前までに BMS に書面で通知し、次の更新について BMS に注意喚起する必要がある。
- (4) 受注者は、本サービスの履行に必要なでない BMS データ（以下に定義する）又は BMS のコンピュータ・ネットワーク、システム、設備、電話システム及び電子メール・システムにアクセスしてはならない。
- (5) 受注者は、ソフトウェア、システム構成及び BMS データ（以下に定義する）に関連する BMS のバックアップ要件を実施し、遵守する。受注者は、ソフトウェア、システム構成及び BMS データに関連するバックアップ手順について、少なくとも業界標準のベストプラクティスを使用するものとする。
- (6) 受注者は、業界標準のウイルス、ワーム及びウイルス類似の損傷コード（以下、総称して「ウイルス」という）の予防措置を使用する。アンチウイルスソリューションは、情報資産の適切な保護を保証するために、定期的に予定された署名の更新を受け取るよう設定するものとする。
- (7) 受注者は、（BMS の同意を得ることなく）本サービス又はいずれかのソフトウェアに、ソフトウェアもしくは本サービスの全部又は一部をロック、無効化又は消去する可能性のあるロック、ドングル、ハードウェアキー、ソフトウェアライセンスキー、コピー保護機能、複製機器、ウイルスもしくはその他のハードウェア又はソフトウェアコードを挿入してはならない。

d. IT 管理及び監査。受注者は、BMS の IT 管理方針と同等のコンピュータ管理プログラムを確立し、その従業員が訓練を受け、受注者のプログラムを遵守するようにする。受注者は、BMS からの要請に応じて外部監査報告書を提供する。受注者は、受注者（内部及び外部監査人を含む）が実施した監査又は評価により、受注者が自らの IT 管理の遵守を維持する能力に関連する欠陥又はリスクが明らかになった場合には、速やかに BMS に通知する。

e. IT サービス・レベル。受注者は、受注者の保守及びサポート方針文書に示されている最低サービス・レベル以上で本サービスを実施し、要請に応じて BMS に報告するものとする。

f. 人工知能（AI）。受注者が本発注書に基づく本サービスを実施するために AI 技術を利用する場合、かかる利用はすべての適用法令を完全に遵守するものとする。受注者は、使用される AI 技術が、要請に応じて透明性のある説明可能な結果を提供できるようにする。受注者は、監査可能性及び説明責任を可能にするために、主要な意思決定アルゴリズム、インプット及びアウトプットを含め、本サービスの実施において AI がどのように利用されているかを文書化する。個人情報処理する AI 技術は、適用法令を遵守して設計及び運用されるものとする。受注者は、使用される AI システムが、偏りのある又は差別的な結果を生じさせないようにするために合理的な措置を講じる。受注者は、AI モデルの公正性及び公平性を定期的に評価し、要請に応じてこれらの評価を証明する文書を提供する。AI 技術の使用は、適用法令により人による監督が要求される分野又は本サービスの実施に重要であるとみなされる分野において、人による意思決定に取って代わるものではない。受注者は、AI システムが倫理上及び法的な境界内で運用されることを保証し、AI によって生じた結果について全面的に責任を負う。BMS は、本取引条件の遵守を保証するために、本サービスの履行における受注者による AI 技術の使用について監査を行う権利を留保する。

g. 「BMS データ」とは、BMS が、受注者に対してアップロード、入力もしくは提供したあらゆるデータ、コンテンツ、資料、ソフトウェア又は文書、又は BMS または BMS 代理者のソフトウェアを意味する。BMS が要求した場合、又は本発注書の期間中、もしくは本発注書の期間満了もしくは終了時に、受注者は、(1) 受注者が保有する BMS データを、BMS が費用を負担することなく、BMS データの再構成及び使用に必要なとなる可能性のある情報とともに直ちに BMS に返却し、(2) 受注者が保有する全ての BMS データを安全に消去又は破棄する。ただし、全ての BMS データを受領し、BMS がアクセス可能である旨の確認を BMS から受領した後に限るものとする。BMS は、受注者が保有する BMS データに無制限にアクセスできるものとする。受注者は、BMS の書面による事前の同意なしに、BMS データを保管するために国外の施設を使用してはならない。BMS データに関連するセキュリティ違反がある場合、受注者は、(1) 直ちに BMS に通知する。(2) 違反の影響を調査し、是正し、(3) 当該違反が再発しないことについて BMS に合理的に満足 of いく保証を提供する。

13. サイバーセキュリティ。本発注書に、受注者が BMS の IT ネットワークもしくはシステムにアクセスする、又は BMS データをホストする必要がある物品又はサービスの提供が含まれる場合、以下の条件も適用されるものとする。

- a. サイバーセキュリティプログラム。受注者は、業界基準を満たすか、それを上回るサイバーセキュリティプログラムを作成、実施及び維持する。当該基準が BMS から受注者に提供される場合は、受注者はそれに従う。
- b. 情報セキュリティ評価。BMS は、本発注書に基づいて提供される本物品又は本サービスに関連する非侵襲的な質問票ベースのサイバーセキュリティ評価を、自ら又は権限を有する代理人を通じて実施する権利を留保する。
- c. サイバーセキュリティインシデント。受注者は、本サービスを BMS に提供する能力に影響を及ぼすセキュリティ違反、又は受注者が保有、保管もしくは管理している BMS データ及び BMS 機密情報の偶発的もしくは違法な破壊、紛失、改変、不正な開示又はアクセスを含む、あらゆるサイバーセキュリティインシデントを速やかに BMS に報告し、速やかに調査する。受注者は、合理的に疑われるあらゆるサイバーセキュリティインシデントを、発見から 24 時間以内に BMS サイバーセキュリティ業務部（cyber.operations@bms.com）に報告する。

14. 雑則。

- a. 非独占性条項。本発注書により、両当事者間に独占的關係が生じることはない。
- b. 存続条項。その性質又は意味により、本発注書の終了又は満了後も存続することが意図されている条項は、存続するものとする。
- c. 権利放棄の禁止。いずれかの当事者が本発注書により付与される権利の行使又は行使を怠った又は遅延したとしても、その権利の放棄と解釈されたり、そのように作用したりすることはなく、いずれかの権利、権限又は特権の単発的もしくは部分的な行使、又はそれらの更なる行使が、その後のいかなる時点においてもその行使又は行使を妨げるものとはならない。

- d. 分離性。本発注書のいずれかの規定の無効性又は執行不能性が、本発注書のその他の規定の有効性又は執行可能性に影響を及ぼすことはないものとする。本発注書の無効、違法又は執行不能な条件又は規定は、有効かつ執行可能であり、両当事者の意図を最もよく表している条件又は規定に置き換えられるとみなされるものとする。
- e. 事業の実施及び倫理。BMS はコンプライアンス及び倫理に関する責任を真剣に受け止め、当社の高い倫理的行動基準を共有する第三者とのみ取引を行うよう努めている。そのために、BMS は第三者のための事業の実施及び倫理に関する基準（3P 基準）を採用している。BMS は、受注者が受注者に適用される 3P 基準の要素を遵守することを奨励する。3P 基準は、[http：／／www.bms.com/ourcompany/compliance ethics/Pages/default.csv](http://www.bms.com/ourcompany/compliance-ethics/Pages/default.csv) で入手可能である。
- f. 監査。受注者は、BMS から合理的な要請があった場合には、本発注書を遵守していることを証明するために必要な十分な文書を保管するものとする。BMS は、受注者の文書及びシステムの定期的な監査を通じて、受注者が本発注書を遵守していることを確認し、検証する権利を留保する。監査の費用は、受注者が本発注書の条件を遵守していないことが監査により明らかになった場合又は過剰請求があった場合を除き、BMS が負担するものとする。
- g. 名称の使用。いずれの当事者も、他方当事者又はその関連会社の名称を、広告、広報、プレスリリース、販売促進資料もしくはあらゆる種類の資料又は声明を作成、掲載又は流布するために使用してはならない。又は他方当事者の書面による事前の承認なしに、自己の商標を使用してはならない。
- h. 独立請負人の関係。全ての本サービスは、受注者が独立請負人として提供するものとする。本発注書に記載されているいかなる規定も、当事者又はその要員を、雇用主と従業員、パートナー、本人と代理人、合弁事業者の関係に置く、又は本発注書に関して相手方当事者の保険者もしくは代表者とする解釈されてはならず、いずれの当事者も、相手方当事者をそのように拘束又はそのような義務を負わせる権限を有さず、そのような権限を有すると主張してはならない。明確にするために付言すると、いかなる場合においても、受注者の従業員又は請負業者は、いかなる目的においても、BMS の従業員とはみなされない。
- i. 保険。受注者は、本発注書の履行又は違反の結果として合理的に予見可能な損害をカバーする適切な保険を維持するものとする。
- j. 先取特権。受注者は、以下を表明し、保証し、誓約する。(i) 損害の危険が買主に移るか否かにかかわらず、買主が所有し、支払いを受け、又は買主に支払うべき財産に対する先取特権の差押えを許可しない。
- k. 輸送コンプライアンス。受注者は、有害物質、規制物質又は危険物質、違法物質、禁制品、武器、大量破壊兵器、又は輸送機関もしくは容器内への不正な人員の侵入に対して、BMS への、及び BMS に代わってのすべての輸送品の物理的完全性及びセキュリティを保証する合理的な措置を講じるものとする。受注者は、BMS のサプライチェーンセキュリティ評価に協力し、受注者のサプライチェーン全体を通じて適切なセキュリティ対策が実施され、遵守されるよう、必要に応じて合理的な措置を講じるものとする。受注者は、制限対象者及び制裁措置を規定する適用法令を常に遵守することを表明し、保証する。また、当該リストに記載されている当事者（OFAC の制裁措置及び特別に指定された国のリスト、BIS 事業体リスト、又は該当する当局が公布したその他の制限対象者もしくは禁止対象者リストを含むが、これらに限定されない）と取引を行ってはならない。
- l. 準拠法。本発注書に基づきなされる請求及び紛争を含め、本発注書は、日本法に準拠するものとし、両当事者は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- m. 譲渡。受注者は、BMS の書面による事前の同意なしに、本発注書に基づく自らの権利を譲渡したり、自らの義務を委任したりすることはできない。

不可抗力。いずれの当事者も、当該遅延又は不履行が自らの支配の及ばない極端な状況（例：自然災害、パンデミック、ストライキ、暴動、戦争、及びその他の類似の出来事）に起因する場合、本発注書の履行遅延又は不履行について、本発注書に基づく違反又は損害賠償責任を負わないものとする。当該困難を経験した当事者は、原因の発生後速やかに書面により詳細を相手方に通知しなければならず、合理的な期間内に当該原因の影響を軽減するために合理的な努力を行うものとする。当該不可抗力が停止した場合、本契約の両当事者は、履行遅延又は不能となっていた義務を埋め合わせるために合理的な努力を行うものとする。